

第3章 分野別の整備方針

1. 土地利用の方針

1.1. 基本的な考え方

(1) 計画的な土地利用による秩序あるまちづくり

人口減少、少子・高齢化社会が進む中で、空き家・空き地の増加などによる市街地の空洞化や集落環境の悪化が懸念されます。これらに対応し、将来にわたり市民が安心して快適に暮らし続けられるよう、現在の法的枠組み（都市計画区域、農業振興地域など）を基本としながら、計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。

また、災害が発生した際に、迅速な復旧、復興が図れるよう、平時より、災害時も念頭に置いた適切な施設配置や土地利用を検討し、災害時も施設機能が維持されるよう努めます。災害時も念頭に置いた適切な施設配置や土地利用では、梅・炭などの地場産業の生産の場である農地や山林に配慮しながら、検討します。

都市計画区域外については、今後の開発動向等を勘案しながら、土地利用の規制・誘導等が必要となった場合には、関係機関と調整し、都市計画区域の拡大及び準都市計画区域の指定を検討します。

また、地籍調査を計画的に進め、土地の適正な保全と土地利用の円滑化を図ります。

(2) 良好な生活環境の形成

町内には、JR 南部駅周辺の南部地域を中心に、学校や公営住宅など公共施設等が点在していますが老朽化への対応として、今後は、定期的な改善を図り、事業量の平準化を図りながら、適切な維持管理を図ります。

特に、生活に密着した公共施設等は、各地域に適切に配置するなど、地域の生活環境を維持するための土地利用や生活環境の形成を図ります。

(3) 田園環境や自然環境の保全

山間部の薪炭林、山の傾斜の梅林、水田等の里地のつながりなど、古くから受け継がれてきた「みなべ・田辺の梅システム（世界農業遺産）」を継承していきます。

農地は、本町の基幹産業である梅産業の振興を図るため、生産性が高く安定した優良農地の保全を図ります。また、森林は、木材の生産（紀州備長炭など）をはじめ、生物多様性保全、水源涵養機能など多面的機能を有することから、森林の維持管理を図ります。

千里の浜や南部湾など海浜部一帯は、吉野熊野国立公園に指定されるなど豊かな自然の生態系が残されており、美しい海辺景観も有していることから、海浜部一帯の自然環境の保全を図ります。

■みなべ・田辺の梅システムのイメージ



資料：みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会

1.2. 土地利用の配置と方針

住宅、商業施設、工業施設など類似する都市的土地利用を適正に誘導し、安全で快適な生活環境や生産性の保たれた操業環境を守るために、計画的な土地利用の配置に努めます。

また、田畑、森林などの自然的土地利用は、基本的には保全を図りますが、梅林などは本町の特徴的な自然景観であり、町民や来訪者の憩いや安らぎの場としての活用にも努めます。

(1) 都市的土地利用

○住宅地

- JR 南部駅北側などの低層の住宅が多く見られる地域は、建築物の壁面後退や緑地の確保などにより、安全でゆとりと潤いのある住環境の維持・向上に努めます。
- 農業地域に隣接した住宅地については、周辺の田園環境との調和に配慮した住宅地の形成に努めます。

○商業・業務地

- JR 南部駅周辺の銀行や郵便局、医療・福祉施設など生活利便施設が多く立地している地域は、まちの中心地として重要な役割を担っており、商業・業務地としての機能の維持・向上に努めるとともに、町民や来訪者が集まる魅力的な市街地形成を図ります。
- 空き店舗や空き地などの未利用地については、所有者等と調整を図りながら、まちの中心地として必要な施設の誘導を検討し、まちの活力の維持・向上に努めます。

○工業地

- 大規模な工場が立地する地域（気佐藤）は、操業環境など現状の産業機能の維持保全に努めます。

（２）自然的土地利用

○集落地

- 地域拠点等の既存の集落地は、周辺の田園環境に合わない無秩序な開発を抑制し、生活道路の改善や生活排水処理施設などの整備により、生活利便性の向上に努めます。
- 集落地の活性化のために、空き家など未利用建物の利活用などを検討し、地域特性に応じた有効活用に努めます。

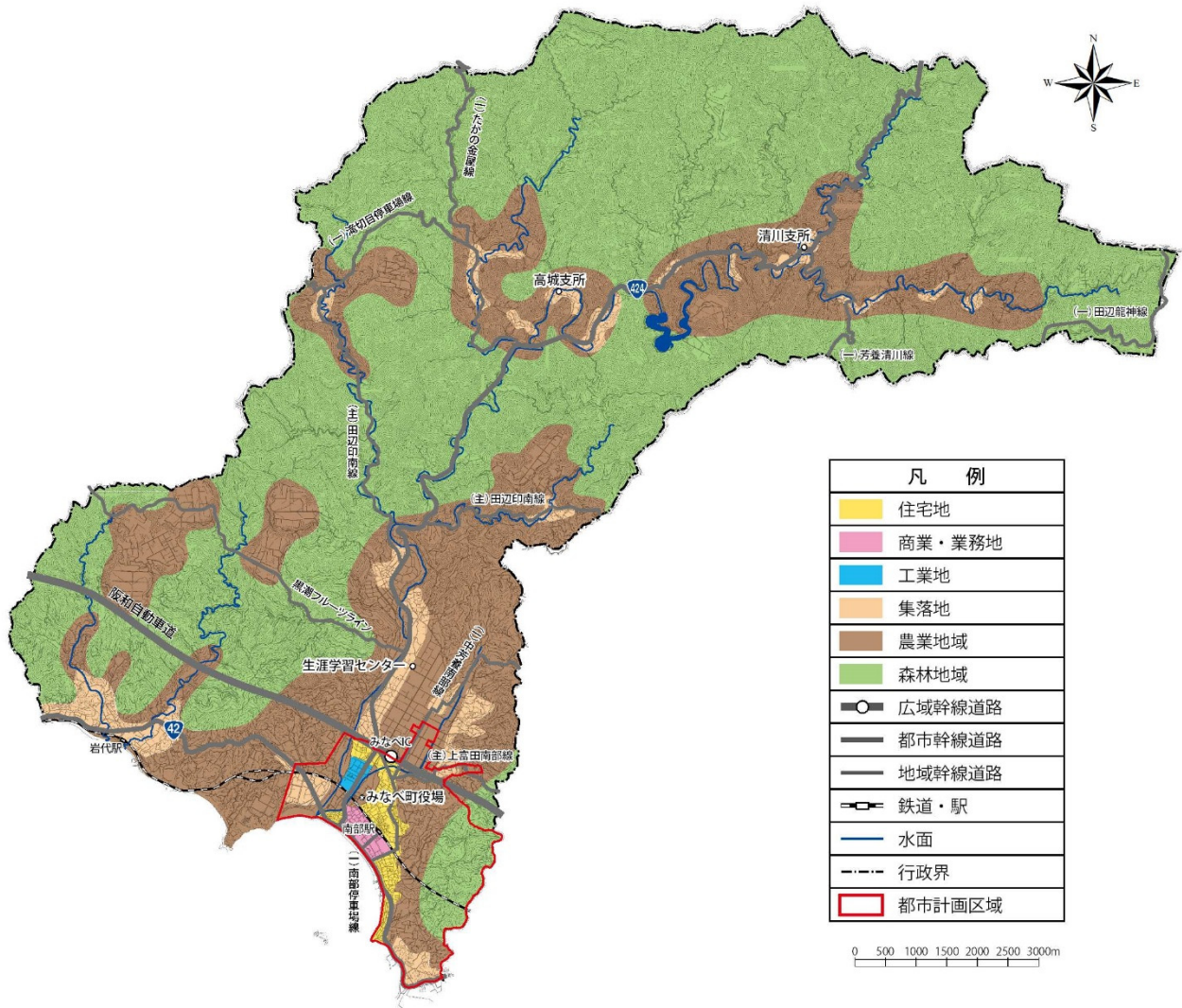
○農業地域

- 市街地の背景に広がる田畑や丘陵地の田園は、本町の基幹産業の 1 つである農業生産の場として、また、丘陵地の梅林風景など魅力ある景観として保全を図ります。
- 遊休地においては、市民農園などによる活用を検討し、交流の場としての有効活用を図ります。

○森林地域

- 山間部の森林等の自然環境は、木材の生産（紀州備長炭など）、生態系の保全や水源涵養機能、土砂流出の防止など防災機能の維持などの多面的機能を有していることから、保全を図ります。

■土地利用方針図



2. 交通網の方針

2.1. 道路の整備方針

(1) 基本的な考え方

高齢化社会に対応した快適な生活を持続させるため、交通網の維持・充実に取組み、都市拠点、地域拠点等の拠点間のネットワークを確保します。

また、国・県等の関係機関と協力しながら、道路交通基盤の計画的な維持補修や長寿命化にも継続的に取組みます。

(2) 道路の整備方針

○広域幹線道路（阪和自動車道）の機能の維持・強化

- ・阪和自動車道は、大阪と紀南地域を結ぶ広域的な路線であり、今後も広域的な移動の基軸としての機能の維持・強化に努めます。

○国道 42 号及び国道 424 号の都市幹線道路の整備

- ・国道 42 号及び国道 424 号は、隣接する田辺市、印南町や各地域拠点を結ぶ路線であり、関係機関と調整しながら、地域に応じた整備を促進し、地域間の連携強化に努めます。

○主要地方道田辺印南線など地域幹線道路の整備

- ・主要地方道、一般県道、広域農道は、本町の各地域拠点と集落等を結ぶ路線であり、現道拡幅など地域の実情に応じた必要な整備を促進し、地域間の連携強化を図ります。

○補助幹線道路となる生活道路の整備

- ・市街地や集落内の生活道路については、狭隘道路の解消など地域の実情に応じた整備を図り、日常生活の利用や災害時の利用における安全性の向上に努めます。

○都市計画道路の整備

- ・都市計画道路については、各路線の現状を把握し、今後の必要性を検討した上で、見直しを実施します。

2.2. 公共交通の整備方針

(1) 基本的な考え方

鉄道、路線バス等の公共交通については、産業、教育、福祉等の生活を支える社会基盤として各機関の連携を図り、路線等の維持・改善に努めます。

また、路線バスが運行していない地域については、高齢者等の移動手段など生活交通を確保するため、デマンド型交通等との連携を図るなど持続可能な公共交通ネットワークの構築を図ります。

(2) 公共交通の整備方針

○官民一体となったバス交通環境の維持・充実

- ・バス交通は車を利用されない方々にとって、生活を支える重要な移動手段であり、バス会社や田辺市等周辺の市町と連携を図りながら、既存の路線や便数の維持を図ります。
- ・今後は、コミュニティバスの運行状況や利用者のニーズを踏まえながら、コミュニティバスの運行形態の見直しや効率化を図り、安心な暮らしの確保と町内交通の利便性向上に努めます。

○鉄道交通環境の維持・充実

- ・本町内には、JR 南部駅と JR 岩代駅があり、JR 南部駅には、特急電車が停車するなど、住民や来訪者の交通手段として重要な役割を担っており、今後も JR と協力しながら、利便性の維持・充実を図ります。



○JR 南部駅

3. 施設整備の方針

3.1. 公園・緑地の整備方針

(1) 基本的な考え方

公園・緑地は、スポーツ・レクリエーションやコミュニケーションの場、災害の避難所など、様々な役割を持った公共空間であり、既存施設の維持管理や機能充実を図ります。

公園のあり方として、少子・高齢化が進む中で、子供利用中心の施設整備から、子供から高齢者まで誰もが利用しやすい公園としての整備を考え、地域のふれあいの場や憩いの場としての活用も推進していきます。

また、老朽化する公園遊具については、適切な修繕を図りながら、町民との協働による維持管理を推進します。

(2) 公園・緑地の整備方針

○安全で安心な都市公園・緑地の整備

- ・都市計画決定されている埴田公園と片町公園は、町民のレクリエーションや憩いの場としての機能を維持するために、花壇の管理や遊具等の整備を推進します。
- ・子育て環境や住民の交流の場として重要な身近な公園は、地域のバランスを考慮し空地等を活用しながら、適正な配置を検討します。

○その他のグラウンド・公園の整備

- ・共和球場、千里ヶ丘球場、清川球場などのグラウンドは、今後もスポーツ・レクリエーション需要に対応するため、適切な維持管理と必要な施設整備を推進します。
- ・小目津公園は、芝生が広がり遊具が充実しており、海浜に隣接するなど特徴的で来訪者も多く見られる公園であることから、今後も適切な維持管理を図ります。

○吉野熊野国立公園の環境保全

- ・吉野熊野国立公園は、千里の浜を含めた海浜部一帯に指定されており、アカウミガメの産卵地としても有名な地であることから、自然環境の保全を図るとともに、美しい海辺景観の維持に努めます。

○緑地の創出

- ・南部川の潤いある水辺空間の創出に努めるとともに、民有地への緑化を促進し、緑に包まれた市街地の創出に努めます。

3.2. 上・下水道の整備方針

(1) 基本的な考え方

本町の上水道は、老朽化した送配水管や浄水施設の改修などを計画的に進め、安全・安心な水の安定した供給を推進します。

また、下水道の汚水処理人口普及率※（平成 30 年度末）は、95.7%で県内 3 位と高くなっていますが、引き続き、公共下水道の整備や供用開始地区の宅内接続工事を進め、水質保全や生活環境の向上と公衆衛生の改善を図ります。

(2) 上・下水道の整備方針

○上水道の整備

- ・耐震化等を考慮し、老朽管の改修や浄水場施設の更新など計画的な改修等を行い、上水道の維持管理を推進します。

○公共下水道の整備

- ・公共下水道は、農業集落排水 5 地区との統合を行い、整備も着実に進んでいることから、今後は、整備地区における宅内接続工事について啓発を行い、早期接続を進めます。

○農業集落排水の整備

- ・農業集落排水の整備区域については、集落排水施設の効率的な管理運営を検討するとともに、水洗化を促進します。

○合併浄化槽の整備促進

- ・公共下水道の事業認可区域と農業集落排水事業区域以外の地域においては、合併処理浄化槽の設置費用の助成により整備を促進します。

※汚水処理人口普及率＝（下水道処理人口＋農業集落排水等処理人口＋コミュニティプラント処理人口
＋合併処理浄化槽人口）/総人口（住民基本台帳人口）

3.3. 河川・海岸等の整備方針

(1) 基本的な考え方

河川は、本来有する保水機能や遊水機能を保全するとともに、河川の氾濫等による水害を未然に防止するため、流域全体の治水・利水・環境を考慮した整備を図るなど、安全で親しみやすい河川環境を維持していきます。

海岸部は、アカウミガメの産卵地である千里の浜などの豊かな自然環境を保全するとともに、住民の安全性確保のための津波対策などの整備を促進します。

(2) 河川・海岸等の整備方針

○自然と調和した河川の整備

- ・南部川は、南部平野を貫流する本町のシンボリックな河川であることから、安らぎと憩いの場としての環境整備を図るとともに、洪水に対する住民の安全性確保のための整備を進めます。
- ・南部川及び古川は、公共下水道、農業集落排水施設の整備等と合わせ、流入負荷削減のため関係機関と連携を図りながら、法令に基づく排水規制の徹底や河川環境保全意識の啓発を行うことで、水質向上に努めます。
- ・河川の改修に当たっては、多自然工法の導入などによる生態系や親水性に配慮した多自然川づくりを推進し、人と自然が共存する河川整備を推進します。

○景観に配慮した海岸の整備

- ・千里の浜や南部湾などの美しい海岸線の景観に配慮し、住民の安全性確保のための越波対策などの整備を、関係機関と連携を図りながら促進します。

3.4. その他の施設の整備方針

(1) 基本的な考え方

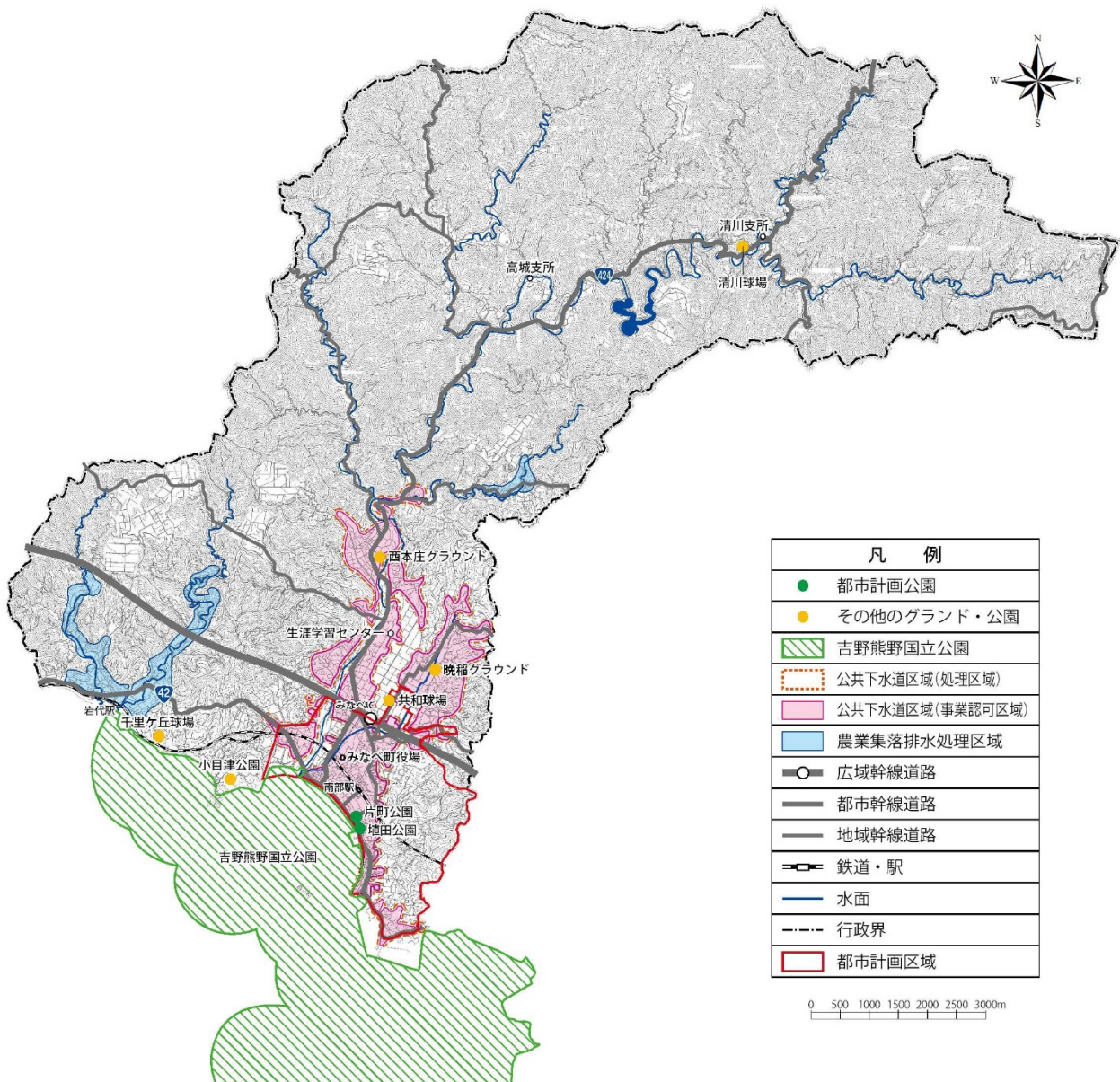
その他の施設については、「みなべ町公共施設等総合管理計画」等に基づき、老朽化した施設の改修・更新を計画的かつ効率的に推進します。

(2) その他の施設の整備方針

○公共施設等の適切な整備と管理

- ・多くの公共施設が建築後 30 年以上を経過しており、今後は、改修・更新が必要となることから、「みなべ町公共施設等総合管理計画」等に基づき、長寿命化に向けた計画的な修繕を推進し、人口減少を見据えながら、必要な施設の配置や統廃合について検討していきます。
- ・公共施設等の管理運営については、関係機関と連携しながら、効率的な運営に努めます。

■施設整備の配置方針図



4. 市街地整備の方針

(1) 基本的な考え方

将来都市構造で位置づけた都市拠点や地域拠点は、商業、福祉・医療、教育等の身近な住民サービス機能を有する施設を適切に配置し、地域内の道路整備や公共施設の整備等を推進し、人・もの・情報が集う地域の中心としての機能強化を図ります。

また、今後新たな市街地の形成が予測される地域については、周辺環境と調和した一体的な土地利用が行われるよう住民のニーズ等も考慮しながら、総合的な基盤整備を検討します。

(2) 市街地整備の方針

○密集市街地等の整備

- ・密集市街地においては、道路、公園等の公共施設の整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進めるとともに、空地等のオープンスペースを避難空地として確保するなど住民と行政の協働による災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。
- ・密集市街地等の市街地整備にあっては、土地区画整理事業や地区計画制度等の活用により、秩序ある土地利用形成や地域の特徴を活かした良好なまちなみ形成を促進します。

○空き家対応の推進

- ・町内の空き家に対する実態調査を進め、対策の必要性や対応策を検討します。
- ・活用可能な空き家については、和歌山県の「わかやま空き家バンク」等を通じて利用希望者等への情報提供を行い、空き家所有者と利用希望者のマッチングを促進し、空き家の利活用に努めます。
- ・倒壊等の危険性が高い空き家については、倒壊等を未然に防ぐため、除去費用の一部を補助する制度を活用し除却するなど、住民と行政の協働による安全・安心で良好な生活環境の向上に努めます。

○移住・定住の推進

- ・本町の特色ある農業、商業や工業など産業の育成を図りながら、若い世代などが安心して暮らせる住宅地の整備を促進するなど、若い世代の定住やI・J・Uターンによる移住を促進します。
- ・若者の定住促進や雇用の場を確保するため、環境に優しい事業所や工場等の企業誘致に努めていきます。
- ・新規事業者の創業支援や事業継承者のマッチングなど、関係機関と協働により支援を行うことで、移住・定住につなげていきます。

○公営住宅の整備と管理

- ・公営住宅については、「みなべ町住宅長寿命化計画」に基づき、定期的に改善しながら、耐用年限を延ばしていきます。
- ・公営住宅の建替えについては、建物の状況を見ながら、建替え時期を検討し、事業量の平準化を図りながら、維持管理に努めます。

5. 自然的・歴史的環境の方針

(1) 基本的な考え方

本町は、「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に認定されるなど、山間部から里地まで、古くから人の営みと自然が共存して行われています。また、海浜部が吉野熊野国立公園に指定されるなど、豊かな自然環境を有しています。

今後も水源涵養や生物多様性の観点を重視した自然環境の保全を図るとともに、人と自然がふれあうことのできる魅力ある環境形成に努め、観光資源としての活用も図ります。

また、本町には、熊野参詣道（紀伊路）、鹿島神社や須賀神社など歴史・文化的資源も多く有していることから、今後も、豊かな自然環境と一体となった歴史・文化的資源の保全・活用を図ります。

(2) 自然的・歴史的環境の方針

○田園環境の維持・保全

- ・農業は本町の基幹産業の1つであることから、農業経営基盤の安定のため、農道や農業用排水路の補修等の農業基盤の整備を図り、機能の長寿命化を図ります。
- ・遊休農地は、集落営農組織の育成や担い手への利用集積を進め利用促進を図るとともに、土地所有者の意向などを踏まえ、市民農園等への活用などを検討し農業を通じた自然と人との交流を楽しむための場としての有効活用に努めます。

○森林環境の維持・保全

- ・材木や備長炭などの林産物の供給を含む森林は、水源涵養や自然環境保全など多様な機能を有しており、林業は本町の重要な産業でもあることから、林道の適正な維持管理など林業振興及び林道周辺の自然環境の保全に努めます。
- ・里山などの森林は、子供たちの自然体験学習の場などレクリエーション機能としての活用を図ります。

○「みなべ・田辺の梅システム」の継承

- ・里山の斜面を梅林として利用し、その周辺に、薪炭林を残すことで、水源涵養や崩落防止等の機能を持たせ、薪炭林に住むニホンミツバチを利用した梅の受粉、長い梅栽培の歴史の中で培われた遺伝子資源、薪炭林のウバメガシを活用した製炭など、地域の資源を有効に活用して、今後も、梅を中心とした農業を継承していきます。

○水と緑のネットワークの形成

- 南部川や古川など町内を流れる河川は、多様な生物の生息地であるとともに、町民が身近に水に触れ合うことのできる場であることから、自然環境に配慮しながら親水空間としての形成に努めます。
- 千里の浜や南部湾などの海浜部は、親水性の確保、生態系に配慮した整備を図り、美しい景観・環境を維持することで観光資源としての活用に努めます。
- 南部梅林、千里の浜・小目津公園、鶴の湯温泉など観光・レクリエーション空間と吉野熊野国立公園に指定されている海岸沿いの水辺空間との連携を図り、水と緑のネットワークを形成します。

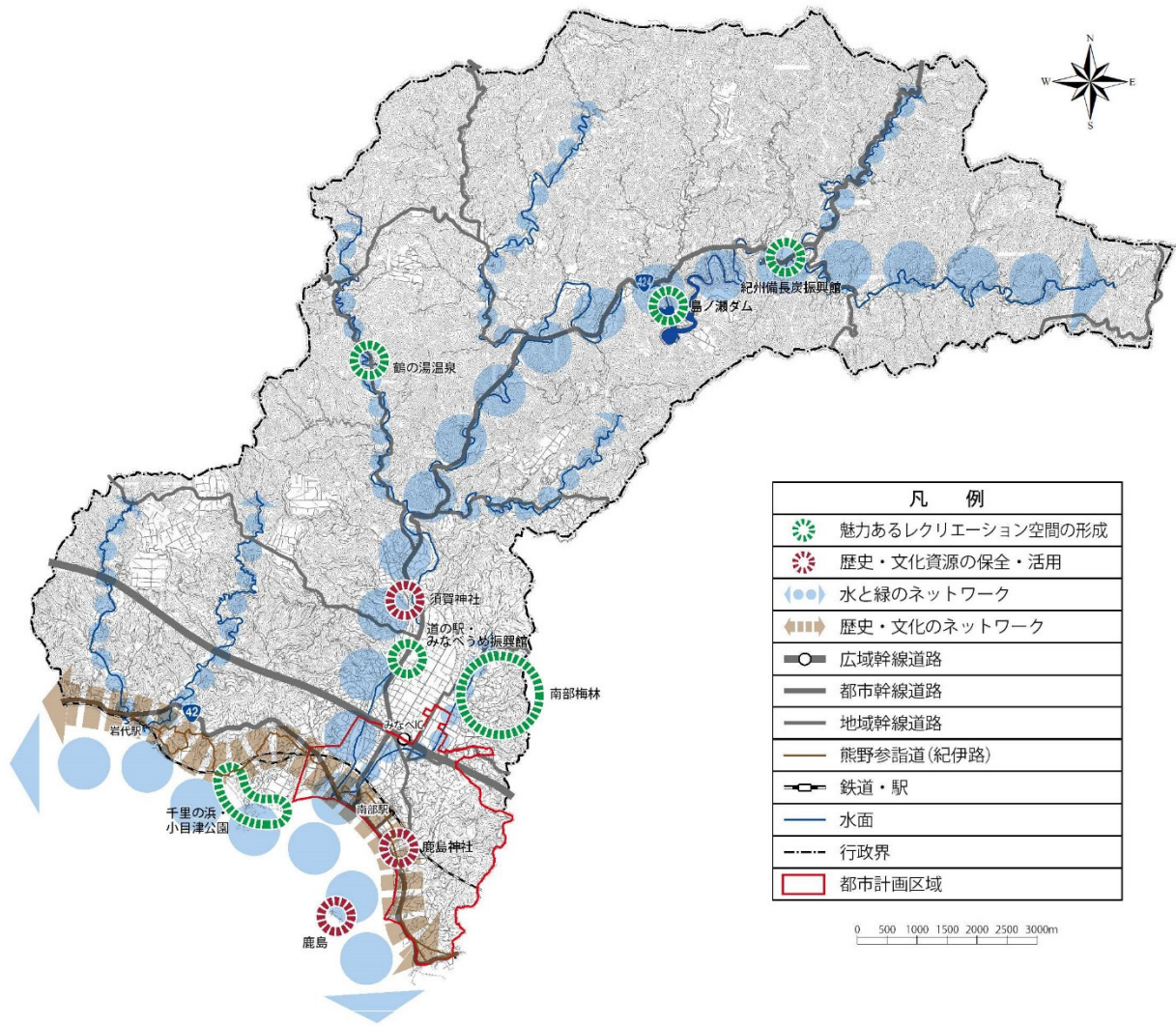
○歴史・文化のネットワークの形成

- 海岸沿いの熊野参詣道（紀伊路）や周辺の史跡などの歴史・文化資源は、地域の資産として保存継承するとともに、各資源をネットワーク化することで、町民や来訪者が訪れやすい環境整備に努めます。



○千里の浜

■自然的・歴史的環境の方針図



6. 安全・安心なまちづくりの方針

6.1. 災害に強いまちづくり方針

(1) 基本的な考え方

今後、発生が予測されている南海トラフ地震を見据えた津波などに対する浸水対策、近年の異常気象に起因する土砂災害に対する土砂流出・地すべり対策等を推進するとともに、防災拠点や避難路の整備、防災体制の強化を図ります。整備においては、美しい海辺の景観や緑豊かな自然景観に配慮しながら、地域住民の意向等も踏まえた適切な整備を行います。

また、地域の人と人のつながりを大切に、各地域で日頃から話し合いや防災訓練などの機会の充実に努めます。

万が一、災害が発生した際には、行政・事業者・住民等が一体となって、避難や救助、復旧、復興が行えるように事前の準備としての復興まちづくりを進めます。

(2) 災害に強いまちづくり方針

○浸水対策の推進

- ・津波被害を想定したハザードマップを踏まえ、関係機関と調整を図りながら、津波の影響で対策が必要な護岸の整備を促進します。

○砂防関係事業の推進

- ・土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険区域、地すべり危険箇所、山腹崩壊危険区域、土砂災害警戒区域など土砂災害の恐れのある区域については、必要な砂防関係事業の実施を推進します。

○防災拠点・避難路の整備と機能充実

- ・防災拠点では、避難生活や救援活動に必要な備蓄品の整備を行うとともに、防災行政無線等情報伝達設備の多機能化などを図り、防災体制の充実に努めます。
- ・避難路では、安全で迅速に避難できるように建築物の耐震化及びブロック塀撤去費用助成、避難路、誘導灯の整備など経路の充実に努めます。

○防災体制の強化

- ・みなべ町自主防災会連絡協議会と地域単位の自主防災会が連携を図り、防災活動を継続して行い、防災知識の普及など災害予防体制の充実に努めます。
- ・町民が安全かつ迅速に避難できるよう災害時の避難に支援が必要な方の把握を行うとともに、支援が必要な対象者名簿が迅速に提供できるよう名簿情報の整理に努めます。
- ・災害時の応急対策として、災害協定の締結を推進します。

○復興まちづくり

- 南海トラフ地震などの大地震が発生した場合、被災直後の応急対策、復旧対策だけでなく、日常の生活を取り戻すための復興が必要となるため、市街地や集落の復興を円滑に進めるため、行政・事業者・住民等が連携し、被災後の復興まちづくりを進めます。
- 被害が発生する前から、避難所などの施設の持つ防災上の役割、復興まちづくりに関する取組について周知し、住民の理解を深めます。
- 被災後に混乱することなく復興を進めるために、県の策定した「復興計画事前策定の手引き（平成30年2月）」の考え方を踏まえ、本町の市街地や集落の復興に関する方針や復興の手順などを整理した復興計画の事前策定を推進します。

6.2. 安心して暮らせる生活環境づくりの方針

（1）基本的な考え方

高齢化や人口減少、人と人とのつながりの希薄化などに伴い、地域の安全性の低下が危惧されるため、行政・事業者・住民等の協働により、交通安全対策や防犯対策などの日常生活における安全性の確保を進めます。

（2）安心して暮らせる生活環境づくりの方針

○日常生活における安全性の確保

- 安全かつ円滑な道路交通を確保するために、防護柵、カーブミラーや街路灯の設置など交通安全施設の整備を推進するとともに、歩道の段差の解消や障害物の除去など、バリアフリー化に配慮した設計に努めます。
- 住民をはじめ、来訪者が安心して安全に過ごせるよう防犯対策として防犯カメラの設置を推進します。
- 交通安全対策として必要な施設の新設や老朽化した施設の更新及び改良等を計画的に進め、道路における安全性の確保を図ります。

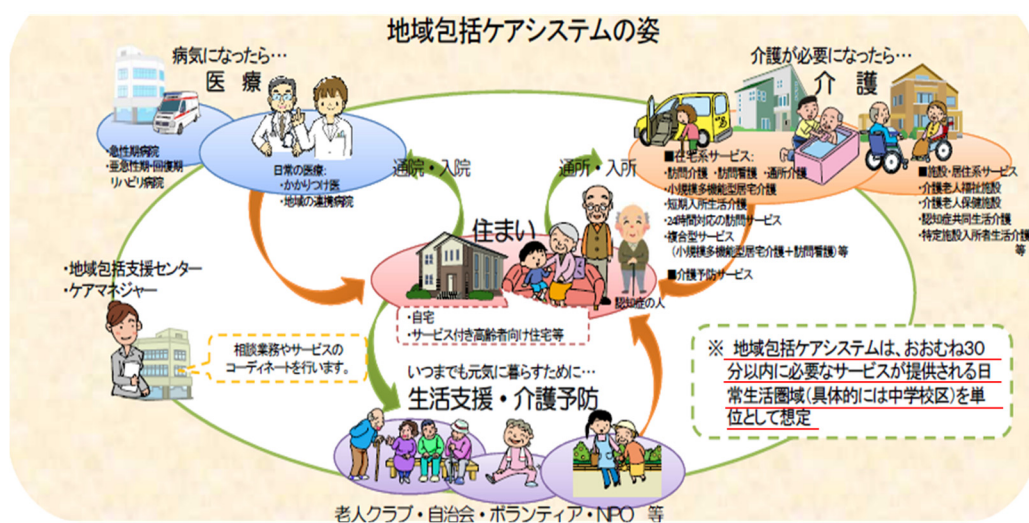
○すべての人にやさしいまちづくりの推進

- 高齢者、障がいのある人や外国人などすべての人が生活しやすいまちづくりを進めるために、公共施設や道路整備におけるバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めます。

○医療・高齢者福祉・子育て支援との連携

- ・医療、高齢者福祉については、医療や介護だけでなく、住まい、生活支援・介護予防など、高齢者の生活全般にわたる生活支援の体制を包括的に整えていく必要があるため、施設の立地、高齢者の居住地や外出機会、地域コミュニティの状況等の観点から、地域包括ケアシステムの構築を考慮したまちづくりを推進していきます。
- ・子育て支援については、家庭はもとより、学校、地域等の各分野において、各自の役割を果たし、相互に協力することが重要であり、子育て支援を効率的に提供し、良好な子育て環境を持続的に確保するためには、都市拠点や地域拠点への子育て支援施設の適切な配置など、子育て支援策と一体的な取組に努めます。

■地域包括ケアシステムのイメージ

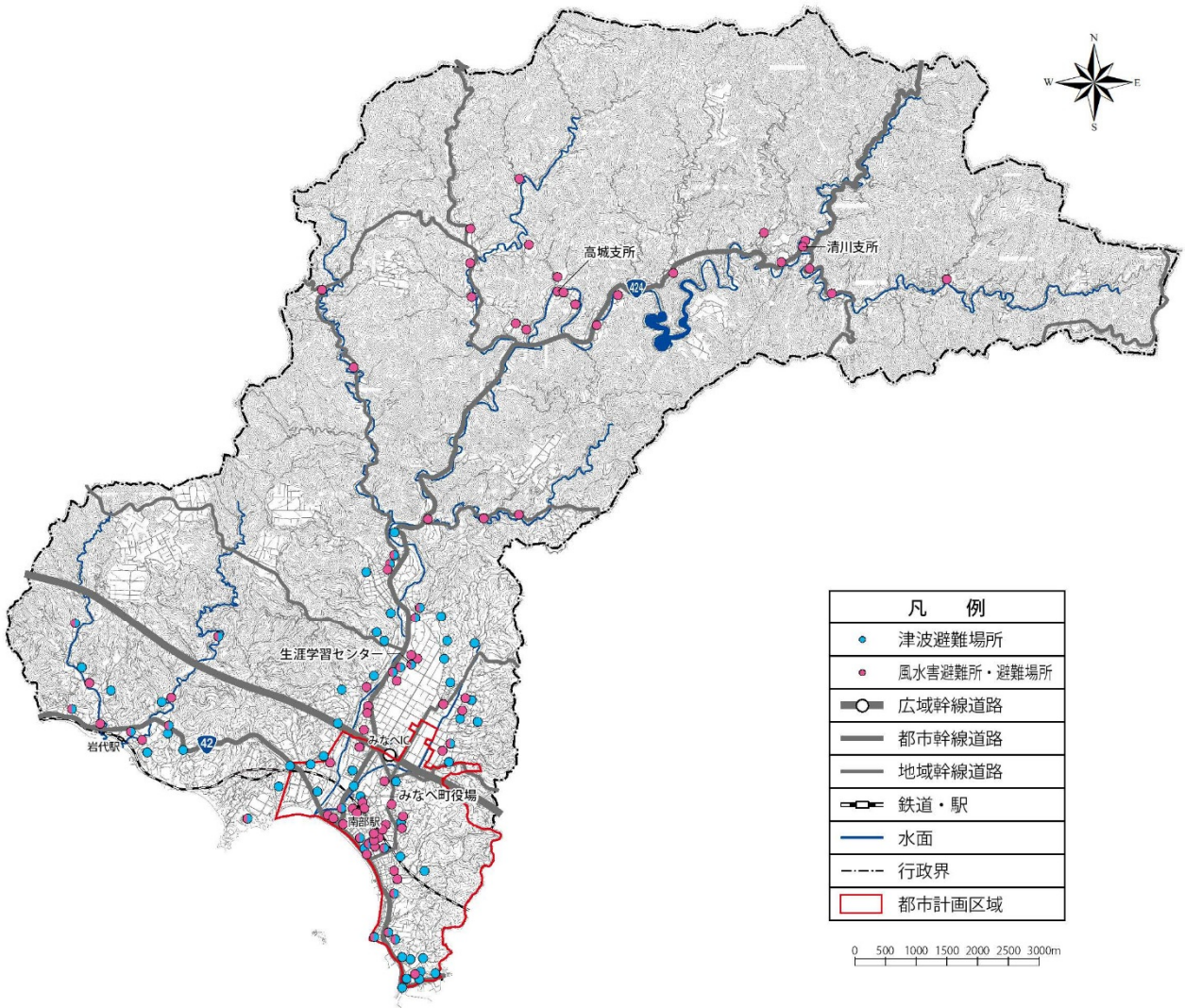


資料：厚生労働省

○情報通信ネットワークの充実による協働のまちづくりの推進

- ・情報通信ネットワークを活用し周辺他都市と連携を図りながら、災害情報や町内の歴史・文化情報などを発信し、防災対策の向上、まちの魅力 PR、まちづくりに関わる人材育成などを図り、協働のまちづくりを推進します。

■安全・安心のまちづくり方針図



7. 景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

梅林や千里の浜等の自然的景観、熊野古道（紀伊路）や鹿島神社をはじめとする地域の寺社等の文化的な景観など、本町の魅力ある景観を後生に残していくために、これらの景観資源を、行政・事業者・住民等が協働のもと守り育てていきます。

また、本町の魅力ある景観を観光資源として活用していくために、案内サインの整備に努めます。

(2) 景観形成の方針

○魅力あるまちなみ景観の形成

- ・ JR 南部駅周辺の都市拠点においては、本町の特徴である梅や炭などの地場産業のイメージを感じることのできる景観形成を検討するとともに、歴史的に価値のある建物などを保全・活用した魅力あるまちなみ景観の検討に努めます。
- ・ JR 南部駅及び JR 岩代駅は、住民や来訪者が行き交う交通拠点であり、本町の玄関口でもあるため、駅前については、和歌山県の景観計画や和歌山県屋外広告物条例に基づき、建築物や屋外広告物の適切な誘導による魅力ある景観形成に努めます。
- ・ 集落地周辺では、敷地内の緑化等により、周辺の農地や里山との調和を図り、緑豊かな潤いと安らぎの感じられる景観形成に努めます。
- ・ 生活環境の保全などを目的とした建築協定、緑地協定や景観協定などを適切に活用し、町民の自主的なルールづくりや情報提供などの各種支援に努めます。

○美しい沿道景観の形成

- ・ みなべ IC 周辺、国道 42 号、国道 424 号などの幹線道路沿道は、本町の特徴である梅や炭などの地場産業のイメージを考慮するとともに、本町の玄関口やシンボリックな道路としての特性に配慮しながら、和歌山県の景観計画や和歌山県屋外広告物条例に基づき、建築物や屋外広告物の適切な誘導による良好な沿道景観の形成を推進します。

○水辺の潤いと緑豊かな自然的景観の形成

- ・ アカウミガメの産卵地として有名な千里の浜や南部湾などの海浜部一帯は、町民や来訪者が訪れる憩いや潤いの場であるとともに、海に沈む夕日の景観など美しい海辺景観を有していることから、これらの海辺の景観資源を保全します。
- ・ 丘陵地の田園（果樹園）に広がる梅林風景は、本町の特徴的な景観であり、農業振興を推進することで、自然的景観を保全するとともに、これら田園景観と調和のとれるような建築物の形態や緑化について適切に誘導します。